

西海市教育委員会（令和4年第4回定例会）会議録

期 日：令和4年4月28日（木） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文

教育総務課長 岩永 勝彦

学校教育課長 山田 喜彦

社会教育課長 作中 修

教育総務課 課長補佐 森下 直也、吉村 美香

学校教育課 参事 平田 真希子

社会教育課 課長補佐 堤 猛、浦崎 光芳

書記 林 大樹

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第4回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に寺本委員、村山委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

退職等辞令交付式

西海市辞令交付式

小中学校教職員辞令交付式

教育委員会事務局職員辞令交付式

県知事表敬訪問

大崎小学校開校式

市内小中学校入学式
校長会研修会
大島こども園入園式
教頭会研修会
長崎県都市教育長協議会
西海地区初任者研修実施運営委員会
人権擁護委員会会長来庁
ALT辞令交付式
長崎縣市町村教育委員会連絡協議会理事会
西海地区行政区長会
西海市スポーツ推進委員会総会
西海市文化協会総会

5. 議事

日程第1「議案第31号 西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第31号 西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

今回変更の委員は2番の●●委員です。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第31号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第31号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第31号 西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第32号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大串小学校及び西海小学校）の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第32号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大串小学校及び西海小学校）の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

大串小学校の変更の委員は3番の●●委員、5番の●●委員、8番の●●委員、9番の●●委員、13番の●●委員、14番の●●委員です。次に4ページが西海小学校の委員名簿になります。変更の委員は7番の●●委員、9番の●●委員、10番の●●委員、11番の●●委員ということになります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第32号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第32号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第32号 西海市学校運営協議会委員(西海市立大串小学校及び西海小学校)の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第33号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第33号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページが、委員案となります。変更の委員は、6番の●●委員、8番の●●委員でございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第33号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

11番の備考欄の課名に下線が入っておりますが、異動があったということでしょうか。課名は変わってないですね。学校名にも太字下線がありますが、これも学校が変わったということでしょうか。

○学校教育課長

はい。今回の人事異動に伴う変更です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第33号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第33号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第34号 西海市立小・中学校省令主任等の任命について」

○教育長

日程第4「議案第34号 西海市立小・中学校省令主任等の任命について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

内容としましては、教務主任、学年主任、保健主事、生活指導主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、司書教諭、初任者研修拠点校指導教員及び校内指導教員ということで規定をしております。この名簿の丸印は初めて任命するものです。二重丸は兼務する場合の主たる主任を示しております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第34号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

○川南委員

司書教諭についての任命がないということですが、各学校に司書教諭を置いた方がいいということになっているのでしょうか。それとも学校の規模によって定められているのでしょうか。

○教育長

学校規模によって決められています。本市の学校の場合は小規模ですので、発令しておりません。

○川南委員

ありがとうございます。教諭免許を取るときに、ほとんど図書司書教諭の資格も取っているとは思いますが。置く必要がないと言われれば納得なんですけれども、例えば、主任にならなくても、司書教諭の担当というのは各学校にいるのでしょうか。

○学校教育課長

はい、校務分掌に図書担当というのがあります。生徒や児童の活動の中に図書係というのがありますので、その担当教諭が指導に当たっております。

○教育長

司書教諭は資格ですので、なかなか全部の学校にその資格のある方を配置するというのは難しいところもあります。一定の規模になれば発令をしますが、発令がなければ司書教諭の資格を持っていても司書教諭ではないということになります。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第34号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第34号 西海市立小・中学校省令主任等の任命について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第35号 西海市社会教育委員の委嘱について」

○教育長

日程第5「議案第35号 西海市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが名簿案となります。変更の委員は12番の●●委員です。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第35号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第35号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第35号 西海市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第36号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」

○教育長

日程第6「議案第36号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

変更の委員としては、1番の●●委員です。任期の欄の太字下線部分が任期等の変更ということになります。それから4ページの19番の●●委員が変更となります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第36号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

任期について提案といいますか、参考にしていただければと思うんですけども、任期が2年となっておりますが、校区公民館の設置等で時期がずれているかと思えます。これはいわゆる規定に基づいてのことでしょうけども、管理する側としては一斉に更新ということであれば通知であったりとか、人選であったりも含めて、取りこぼしもないのかなと思いますので、どこかで規定として附帯事項などをつけて、揃えるということをされれば、管理上ミスなども少なくなるのかなと思いました。以上です。

○社会教育課長

おっしゃられますように、公民館の設立時期によって、任期のずれが生じておまして、そのままになっておりますけども、附帯事項等を整備してですね、揃えることが出来ないかと思っております。また、似たような事例として委員の追加をした場合に、その方は残任期間なのか、新任ということにするのかというところの議論もありましたので、同じように考えていきたいと思えます。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第36号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第36号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第37号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第7「議案第37号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが名簿案となりますけれども、変更の委員は13番の●●委員ということになります。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第37号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第37号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第37号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第38号 西海市立図書館協議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第8「議案第38号 西海市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページが名簿案となります。変更の委員は、2番の●●委員です。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第38号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第38号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第38号 西海市立図書館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第39号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第9「議案第39号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページが名簿案となります。変更の委員は9番の●●委員、10番の●●委員でございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第39号の説明がありました、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第39号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第39号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第40号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第10「議案第40号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

変更の委員は5番の●●委員、6番の●●委員の2名です。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第40号の説明がありました、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第40号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第40号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第41号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第11「議案第41号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2 ページが名簿案になります。変更の委員は2番の●●委員、5番の●●委員、6番の●●委員、7番の●●委員ということで、3番の備考欄の農林緑推進課長は課名の変更で太字下線になっております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第41号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第41号 西海市奨学生選考委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第42号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第12「議案第42号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

変更部分については4ページにあります。太字下線で示しておりますけれども、新入学児童生徒学用品費等ということで、これまで小学生51,060円というところを54,060円ということになっております。それからオンライン通信費が、小中学生12,000円だったところが14,000円ということになっております。それから別表第3の準要保護についても同様です。この規定は令和4年4月1日から適用するということになっております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第42号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第42号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第42号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第43号 西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の全部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第13「議案第43号 西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の全部を改正する告示の制定について」

○教育次長

(議案朗読)

3 ページからが交付要綱ということになっております。第1条が趣旨、第2条が補助対象事業等、第3条で補助金の交付申請、第4条で補助金の交付の決定、第5条で事業の中止及び変更等、第6条で実績報告、第7条で補助金の交付、附則の2番で西海市内高等学校入学支援事業補助金交付要綱を廃止するというようにしております。

6 ページの別表になります。別表で4段、事業名がありますけれども、まず1つ目で魅力ある学校づくり支援事業、これに関しては補助対象経費として西海市の地域社会を担う人材育成につながる事業に要する費用ということ等を4項目ほど挙げておまして、補助対象経費としては10分の10以内の額ということにしております。それから2つ目としまして、進学及び就職支援事業、学校指定の資格取得に要する経費などを規定しておりますが、補助対象経費は2分の1以内の額です。それから3つ目に大学進学応援事業として、学校指定のオンライン学習受講に要する費用として、生徒1人につき上限10万円、それからインターネット環境を整備する際の補助として、対象経費の2分の1以内の額、それから最後に、入学支援事業ですが、入学時に要する入学手数料等の経費として、生徒1人につき上限5万円という整理をさせていただいております。

7 ページに今回の制定のポイントを挙げておりますけれども、これまで補助金要綱が2つありました。魅力向上支援事業補助金と入学支援事業補助金ですけれども、今年度から、大学進学応援事業をメニューに加えております。それらを勘案しまして、一本化して、それからメニュー化をするということで、今後整理がしやすいということを考えまして、そのような形に整理をしたというところでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第43号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

地域の方から耳にするのは、やはり西彼杵高校のことを心配される方の声が多くてですね、特に、もう存続というところも含めて、大丈夫なんだろうかというお声を聞きます。お聞きしたいのは、現状の定員に対する入学者ですとか、今後の状況というのを、分かる範囲で教えていただければと思います。

2つ目は、西彼杵高校に限らず、この補助事業につきまして、令和4年度の計画として想定している部分があれば教えていただければと思います。

○教育総務課長

北島委員がおっしゃられるように、市内3校ありまして、それぞれ入学者数が減ってきているところです。今年度の入学者数の状況といたしまして、西彼杵高校は定員80名に対して27名、西彼農業高校は68名、それから大崎高校が37名となっております。この新入生

に対しては、1人当たり5万円の入学支援事業の対象ということで、それぞれもう既に、補助金の交付をしているところでもあります。存続に向けて西彼杵高校におきましても、魅力ある部活動を立ち上げてはどうかということで、学校と協議を進めているところでもあります。見込みとしましては、大学進学応援事業について、西彼杵高校におきましてはスタディサブリを全生徒に取り組みせたいといった学校の考えも今伺っているところです。その他の高校につきましても、生徒が希望するオンラインの学習塾というか、そういうのをですね、何名かでも受講をさせて、学力を向上させて大学進学等を目指してほしいという話は学校から受けているところでもあります。以上です。

○北島委員

やはり人口流出が15歳や18歳というタイミングで繰り返されれば、先々にその影響はもっと大きくなってくるわけですね。市として検討されているというのは、本当に危機が目の前に迫っているからだとは思いますが、本当に来てしまったらどうしようもないので、今は試行錯誤という形でもやってみる、難しかったら修正する、それを繰り返しながらやっていかないと、駄目だったねということにならないようお願いしたいなと思います。

最近●●さんが本を出してベストセラーになったみたいで、僕も拝見しましたが、人材もいますし、こういった時代ですのでリモート授業などですね、どんどん地元の母校も含めて、学校で授業をやっていただければうれしいなと思いました。非常にわかりやすい文章でしたけれども、子どもたちが思春期でいろいろ悩むようなことを彼の中で解決していったり、自分の個性というものを認めて、その中で社会と関わっていったらというのが非常によくわかる本でした。本当にいろんなアイデアがあると思いますので、ぜひ今の時期にやっていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

○村山委員

うちの子どももちょうどこの春、高校に進学したばかりで、私も保護者として体験したばかりなんですけれども、最終的に学校を選ぶのは親ではなく子どもです。高校を選ぶのも中学3年生になった時点では決めていない子がほとんどで、本当に短期間のうちに、自分で高校を選ぶというところですね、たくさんのパンフレットとか、コロナもありましたのでオープンスクールもされなかったりとか、学校選びも難しかったんですけれども、そういう中で、やはり子どもたちが行きたい学校をつくるのが大事ですから、西海市の高校も学校の中のことについては一生懸命検討されて、大崎高校の野球部とかいろいろ頑張っていて、アピールできる部分を今一生懸命模索されているところだと思うんですけれども、子どもたちに届けるためにはPRが重要だと思います。せっかくいいことを進めておられても、そこがうまくできていないと、子どもたちには伝わらないと思います。その辺は私学がお金をかけたりとか、得意だと思います。私学の就学支援も出来たので、今回の進学も結構、公立より私学を選んだ子が多かったような気がします。うちの子も結局は西海市の学校を選ばずに、片道2時間かかる私学を選びました。公立はPRが得意ではないんじゃないかなと、金銭面の問題とかそういう部分で西海市もPRという部分で力を入れることができるのであれば、パンフレット一つとっても、全然違うと思うんですよ。子どもたちへの届き方などですね。そういうところで、できることがあって、やっていただければ、その中身と伴って、子どもたちにも届くんじゃないかと、親としても思いました。今後そ

ういうことも検討していただきたいというお願いです。

○教育総務課長

PRについてですけども、実は市内3校合同でですね、学校のPR動画を制作して、各中学校でそれを見ていただいて、募集につなげようという取組もですね、現在進めているところです。高校の校長先生たちも、それを持って各学校を回って、生徒だったり保護者さんにご説明をしていきたいというような強い気持ちを持っておられます。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第43号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第43号 西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の全部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第44号 西海市立小中学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第14「議案第44号 西海市立小中学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページの新旧対照表で変更部分をご説明したいと思います。3ページですが、下線部分ですね、会計年度任用職員の学校用務員の勤務時間について、1日当たり6時間という規定を、1日当たり7時間(8月は1日当たり6時間)に変更しております。こちらは4ページが改正のポイントですけれども、これまでは1日当たり6時間勤務とし、長期休業期間中以外は1時間の時間外とあわせて、7時間勤務を実質していたというところがございます。ただ、そういったことを通常の勤務時間として規定したほうがいだろうという判断をしまして、時間外勤務ではなく、通常の勤務時間としての取扱に合わせたというところがございます。この訓令は、4月28日から施行する予定ということです。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第44号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

○北島委員

そもそもですが、当初6時間で勤務ができるということで、その勤務の規定があるわけですね。便宜上とか、実態としてはとか、いろいろあるのですが、1時間プラスさ

れて、それが長く続いて、時間外が月に何十時間となってしまいうところを市が7時間にするとということなんですが、そういう意味では、そもそも当初6時間であったところから7時間になったという根拠というか、それはしっかりされてらっしゃるのでしょうか。

○教育総務課課長補佐

法的根拠といたしまして、この会計年度任用職員の制定時に勤務体系といたしまして、会計年度任用職員は30時間を超えないところで設定をするということで、まず制度がスタートしております。その中でどういう運用をしていくかというところで、教育委員会としても当然30時間という縛りがございましたので、その中で採用させていただき、必要に応じて時間外をしたというところなんです。昨年度末に改定がございまして、40時間、職員と同じような時間を超えない範囲で設定ができるという改定がございましたので、それに合わせて、今回、7時間勤務できるような形で改定をしたというものです。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第44号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第44号 西海市立小中学校に勤務する職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第45号 令和4年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」

○教育長

日程第15「議案第45号 令和4年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

教育総務課所管分としましては、教職員住宅の改修事業ということで、事業内容としては、大島地区間瀬アパート、令和4年度改修工事、それから西海地区池崎アパートでは令和4年度で、改修のための実施設計をするというところでございます。それから西海北小学校施設等整備事業では、令和4年度に実施設計、大崎小学校施設等整備事業では、令和4年度で外壁等の改修工事、西海中学校施設等整備事業では、屋内運動場、体育館でございまして、令和4年度に実施設計、それから、大瀬戸中学校施設等整備事業では、令和4年度実施設計、それから小学校遊具更新事業では、小学校11校において計13基の遊具を更新するということです。

学校教育課所管分としましては、小・中学校ICT化事業として、Wi-Fi機能等搭載の電子黒板を整備するというところで、小学校73台、中学校27台の合計100台ですね。それか

ら一人一台端末利活用推進事業としましては、中学校に多機能型A Iドリル教材を整備をするということにしております。

社会教育課所管分としましては、大島図書館改修事業として、令和4年度に改修工事を行います。4ページになりますけれども、崎戸歴史民俗資料館改修事業として、令和4年度実施設計、西海歴史民俗資料館改修事業として、令和4年度実施設計及び改修工事、これは1年間でエレベーターの改修を行うということです。西海スポーツガーデン体育館改修事業としましては、令和4年度に改修工事を行います。それから、西海スポーツガーデングラウンド設備改修事業として、令和4年度実施設計を予定しているというところでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第45号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

事務局もご存じだとは思いますが、このところ資材関係が相当高騰してまして、特に鋼材とか半導体とかでしょうから、空調関係のところとかですね。その辺のところは大きな影響ないのかもしれませんが、昨日ちょっと県内最大手の建設会社の方と意見交換をする中で、予算をはるかにオーバーしているので断念されることも非常に多いというところもあってですね、このあたりも計画立てていらっしゃる部分であれば、今後その国際情勢見ていて好転する気配はないので、早めに作業を進められたほうがいいのかなど思ったところです。参考までに、よろしくお願いします。

○寺本委員

教職員住宅改修事業の西海地区池崎アパートの中に、減築という言葉あまり聞いたことなかったもので、狭くするというのでしょうか。その意味と、なぜ狭くするのかわかれば教えてください。

○教育総務課長

池崎アパートにつきましてはですね、大変敷地が狭く、道路から住宅に入る駐車場に行く車幅が取れず、そこの入居者もほとんどいないということで、減築して駐車スペースと通路を確保できないかという検討をしている段階であります。

○教育次長

少し補足しますと一つの建物で6部屋ありますが、見込みとしましては4部屋に減らしてスペースを確保しようという予定です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第45号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第45号 令和4年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」は、
原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：5月24日（火）午前9時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前11時閉会）